

**2019年版 出る順社労士
一問一答過去問 BOOK ポケット**
①労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法の補正

(2019/4/26 現在)

「2019年版 出る順社労士 一問一答過去問 BOOK ポケット①」におきまして法改正により変更となった記載及び不適切な記載がありましたので、次のとおり補正させていただきます。お手数をおかけいたしますが、ご訂正のうえ同書をご利用いただけますよう宜しくお願い致します。

-
- ・ 2019/1/15 更新分… p. 1～2
 - ・ 2019/2/12 更新分… p. 3
 - ・ 2019/4/26 更新分… p. 3
-

【2019/1/15 更新分】

	ページ・行	訂正前	訂正後
改正	P278 問題 113	事業者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり <u>100</u> 時間を超え、・・・	事業者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり <u>80</u> 時間を超え、・・・

	ページ・行	訂正前	訂正後
改正	P281 問題 114 解説	下記に差し替え (※下線部が改正による変更点)	

○	114	(必修基本書 労働科目……200p)
	<p>(則 52 条の 3 第 1 項) 本肢の面接指導は、当該面接指導の対象となる「労働者の申出」により行うものとされている。<u>また、面接指導の対象となる労働者は休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり「80 時間」を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者である。</u></p>	

	ページ・行	訂正前	訂正後
改正	P285 問題 124 解説	下記に差し替え (※下線部が改正による変更点)	

○	124	(必修基本書 労働科目……203p)
	<p>(則 52 条の 9) 本肢のとおりである。なお、本肢の医師等とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>①医師 ②保健師 ③検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した<u>歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師</u></p>	

【2019/2/12 更新分】

	ページ・行	訂正前	訂正後
訂正	P135 問題 233 解答欄	×	○
訂正	P259 問題 085 解説 下から 1 行目	・・・、 <u>この限りでない</u> とされている。 t	・・・、 <u>この限りでない</u> とされている。
訂正	P287 問題 126 解説 上から 5 行目	・・・、はストレスチェックの実施に直接従事すること及び実施に関連して <u>ストレスチェックの実施者の指示のもと行われる労働者の健康状態を取り扱う事務</u> をいう。	・・・、はストレスチェックの実施に直接従事すること及び実施に関連して <u>ストレスチェックの実施者の指示のもと行われる労働者の健康状態を取り扱う事務</u> をいう。

【2019/4/26 更新分】

	ページ・行	訂正前	訂正後
訂正	P387 問題 151 解説 5 行目	なお、本肢問題文中にある「 <u>障害等級</u> 」は「 <u>傷病等級</u> 」の誤りである。	※解説から左記の記述を削除

(2019. 4. 26 時点)